

平成22年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果

- 平成22年度美馬市各会計の決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

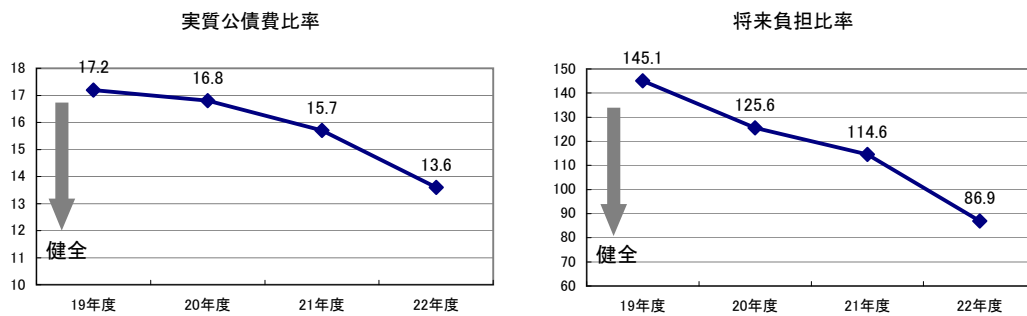
指 標		平成22年度	平成21年度	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率※2	※1 — % (△ 3.59 %)	— % (△ 3.04 %)	13.00 %	20.00 %
	②連結実質赤字比率	— % (△ 7.32 %)	— % (△ 8.06 %)	18.00 %	35.00 %
	③実質公債費比率※3	13.6 %	15.7 %	25.0 %	35.0 %
	④将来負担比率	86.9 %	114.6 %	350.0 %	

※1 実質赤字額および連結実質赤字額がないため「-」で表示し、参考として黒字の比率を（ ）内にマイナス表記しています。

※2 本市の場合、実質赤字比率が6.0%を超えると起債許可団体に移行します（財政規模により変動）。

※3 実質公債費比率が18.0%を超えると起債許可団体に移行します。

（参考）実質公債費比率、将来負担比率の推移



繰上償還を除く元利償還金の減や将来基準財政需要額に算入される見込みの公債費の増、普通交付税・臨時財政対策債発行可能額の増に伴う標準財政規模の増等により、両指標とも大幅に改善されています。

- 各公営企業における「資金不足比率」については、平成22年度決算において資金不足を生じた公営企業がないため、該当ありません。

指標	会 計 名	平成22年度	平成21年度	経営健全化基準
⑤ 資金不足比率	水道事業会計	— %	— %	20.00 %
	公共下水道事業特別会計	— %	— %	
	農業集落排水事業特別会計	— %	— %	
	美馬温泉保養センター事業特別会計	— %	— %	
	一の森ヒュッテ事業特別会計	— %	— %	
※4	簡易水道事業特別会計	— %	— %	

※4 10.0%を超えると起債許可団体に移行します。

用語解説

実質赤字比率

一般会計等（本市の場合、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計）の実質収支額の合計が赤字となった場合、標準財政規模(※5)に対する赤字額の割合。（家計に例えて言えば、年収に占める年間の赤字の割合。）

※5 標準財政規模＝標準税収入額等（市税や地方譲与税など）＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金剰余（不足）額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3か年平均値。（家計に例えて言えば、年収に占める年間の借金返済額の割合。）

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。（家計に例えて言えば、負債残高が年収の何年分に相当するかを示した割合。）

資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足の事業規模（事業収入）に対する割合。

早期健全化基準

健全化判断比率の1つでも早期健全化基準を上回ると、①財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求が義務づけられ、②実施状況を毎年度議会に報告して公表し、③早期健全化が著しく困難と認められるときは県知事から必要な勧告が行われます。（平成20年度決算から適用）

経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率が1つでもこれを上回れば経営健全化計画の策定が義務づけられます。（平成20年度決算から適用）

財政再生基準

財政再生基準を上回ると、①財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査要求の義務づけ、実施状況の報告・公表に加え、②財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができます(※6)。また、③財政運営が計画に適合しないと認められる場合等において、予算の変更等が勧告されます。（平成20年度決算から適用）

※6 同意がなければ、災害復旧事業債等を除き、地方債の起債が制限されます。一方、同意があれば収支不足額を振り替えるための地方債（再生振替特例債）の起債が可能となります。